平成２４年（フ）第１２９６号
大阪府門真市朝日町21番２―305号
債務者　奥村　民子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３３１号
大阪市東住吉区田辺２丁目１番17―605号
債務者　林　　利加
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３５２号
大阪市城東区関目３丁目15番13号　メゾン関目403
債務者　小池　　創
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４２２号
大阪府高槻市堤町４番１号
債務者　河部　恭子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４２９号
大阪市東住吉区南田辺３丁目19番24号　エクセルドメイン南田辺201号
債務者　岡崎　百代（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４４４号
大阪市生野区巽西１丁目２番12号　ハイツ巽西203号
債務者　梁川　鉄男
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４４６号
大阪府豊中市北緑丘１丁目２番２―1112号
債務者　織田　茂樹
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９号
盛岡市黒川21地割93番地１
債務者　下河原幸子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５１号
盛岡市門２丁目１番４号　クレストコートＡ101号
債務者　小田島知恵子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１９号
山口県岩国市尾津町１丁目21番43―205号
債務者　藤井　智子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第５８５号
神戸市垂水区旭が丘３丁目７番４号、従前の住所大阪市西淀川区佃５丁目12番１―711号
債務者　大機　鋭司
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８６号
神戸市垂水区旭が丘３丁目７番４号、従前の住所大阪市西淀川区佃５丁目12番１―711号
債務者　大機　由美
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３４７号
神戸市東灘区深江南町２丁目９番地27―304号　メゾンドアコール、住民票上の住所京都市北区紫竹上園生町15番地　スチューデントハウスコモリ201号室
債務者　近藤　泰典
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４９１号
兵庫県三田市木器1410番地８
債務者　北川　多美（旧姓・吉名）
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３７号
神戸市北区ひよどり台１丁目１番地　113棟504号
債務者　クワハタ塗装こと　桒波田景昭
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５１号
兵庫県三田市武庫が丘５丁目２番地　Ａ棟803号
債務者　廣田　千里
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７６号
神戸市須磨区大池町５丁目５番３―611号
債務者　里山香智子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部